

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年2月10日
【四半期会計期間】	第147期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	阪神内燃機工業株式会社
【英訳名】	The Hanshin Diesel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 和彦
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078-332-2081（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門管掌 山本 幸二
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078-332-2081（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門管掌 山本 幸二
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号） 阪神内燃機工業株式会社 東京支店 （東京都千代田区神田駿河台2丁目3番 お茶の水茗溪ビル7階）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第146期 第3四半期累計期間	第147期 第3四半期累計期間	第146期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	9,701	8,482	12,322
経常利益(百万円)	706	637	683
四半期(当期)純利益(百万円)	401	315	290
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金(百万円)	800	800	800
発行済株式総数(千株)	16,000	16,000	16,000
純資産額(百万円)	9,017	9,396	8,925
総資産額(百万円)	19,504	19,220	19,130
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	25.16	19.75	18.19
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	19.73	-
1株当たり配当額(円)	-	-	3.00
自己資本比率(%)	46.2	48.9	46.7

回次	第146期 第3四半期会計期間	第147期 第3四半期会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は1 株当たり四半期純損失金額() (円)	5.01	4.44

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は持分法の対象となる関連会社がないので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。
3. 売上高には消費税等は含まれておりません。
4. 第146期第3四半期累計期間及び第146期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要への期待を背景とした内需が下支えに寄与する一方、欧州経済の減速やタイの洪水、円の高止まり等により外需が低迷し、景気の先行き不安を増大させつつあります。

世界経済においては、依然として出口の見えない欧州の債務危機が、新興国や回復基調の米国経済に大きな下振れリスクを投げかけております。

当社の関わる海運・造船業界におきましては、海外では円高の影響に加えて船腹過剰感や船舶用燃料油の高騰が船主の建造意欲に水をさすもののLNG運搬船やLPG運搬船等の荷動きは回復傾向にあり、また、台湾、韓国においては漁船、商船関係の建造計画が一部出てきております。国内におきましては、火力発電所向けの重油を運ぶ黒油タンカー船の引き合いにつづき、今後は震災復興関連の荷動き増加による貨物船へのシフトが期待されるところで

す。
このような企業環境のもと、当第3四半期累計期間の業績につきましては、受注高は、主機関がやや持ち直したものの部分品が検査端境期にあって低迷し、前年同期比2.2%減の6,821百万円となりました。売上高は主機関、部分品とも減少し同12.6%減の8,482百万円となりました。これにより受注残高は同21.4%減の5,468百万円となりました。

損益面につきましては、購入品の内製化による操業度の維持やコストダウン、経費節減に注力しましたが売上減をカバーしきれず、営業利益は591百万円（前年同期比14.8%減）、経常利益は637百万円（同9.7%減）、そして四半期純利益は315百万円（同21.5%減）となりました。

事業区分別では、主機関の売上高は、輸出が減少し5,413百万円（前年同期比13.8%減）となりました。部分品・修理工事は輸出・国内とも低調で3,069百万円（同10.3%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、38,843千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,000,000	16,000,000	大阪証券取引所 (市場第二部)	単元株式数1,000株
計	16,000,000	16,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において、新たに発行した新株予約権等はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	16,000,000	-	800,000	-	41,825

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 35,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,870,000	15,870	-
単元未満株式	普通株式 95,000	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 16,000,000	-	-
総株主の議決権	-	15,870	-

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
阪神内燃機工業株式会社	神戸市中央区海岸通8	35,000	-	35,000	0.22
計	-	35,000	-	35,000	0.22

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,701,439	2,520,066
受取手形及び売掛金	3,395,430	3,712,203 ₁
有価証券	10,492	10,495
製品	477,474	771,237
仕掛品	1,407,803	1,432,075
原材料及び貯蔵品	964,648	1,053,604
その他	279,749	289,895
貸倒引当金	167,800	147,500
流動資産合計	9,069,237	9,642,078
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,368,610	1,320,669
構築物(純額)	250,494	227,544
機械及び装置(純額)	1,508,117	1,172,866
車両運搬具(純額)	7,403	5,353
工具、器具及び備品(純額)	133,824	91,186
土地	5,817,871	5,817,871
建設仮勘定	2,052	9,106
有形固定資産合計	9,088,373	8,644,598
無形固定資産		
	43,110	36,783
投資その他の資産		
投資有価証券	559,012	474,707
その他	394,055	444,190
貸倒引当金	22,800	22,200
投資その他の資産合計	930,267	896,698
固定資産合計	10,061,751	9,578,080
資産合計	19,130,989	19,220,159
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,990,128	2,648,136 ₁
1年内返済予定の長期借入金	458,428	443,428
1年内償還予定の社債	140,000	140,000
未払法人税等	140,583	162,462
前受金	1,490,102	1,360,938
賞与引当金	151,000	74,100
製品保証引当金	10,100	26,400
その他	743,244	619,147
流動負債合計	5,123,586	5,474,614

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
固定負債		
社債	580,000	510,000
長期借入金	1,319,716	987,145
再評価に係る繰延税金負債	1,957,484	1,714,667
退職給付引当金	965,744	904,435
役員退職慰労引当金	74,800	-
その他	184,146	232,426
固定負債合計	5,081,891	4,348,674
負債合計	10,205,478	9,823,289
純資産の部		
株主資本		
資本金	800,000	800,000
資本剰余金	41,825	41,825
利益剰余金	5,106,268	5,373,666
自己株式	9,724	9,882
株主資本合計	5,938,370	6,205,609
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	126,789	83,076
土地再評価差額金	2,860,352	3,103,168
評価・換算差額等合計	2,987,141	3,186,244
新株予約権	-	5,016
純資産合計	8,925,511	9,396,870
負債純資産合計	19,130,989	19,220,159

(2) 【四半期損益計算書】
 【第 3 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)
売上高	9,701,968	8,482,049
売上原価	7,403,380	6,421,651
売上総利益	2,298,588	2,060,397
販売費及び一般管理費	1,604,833	1,469,059
営業利益	693,754	591,338
営業外収益		
受取利息	1,661	1,984
受取配当金	3,888	10,746
受取補償金	31,556	53,677
その他	12,711	12,359
営業外収益合計	49,817	78,767
営業外費用		
支払利息	31,615	24,210
その他	5,813	8,334
営業外費用合計	37,428	32,544
経常利益	706,143	637,561
特別利益		
貸倒引当金戻入額	9,071	-
製品保証引当金戻入額	1,900	-
特別利益合計	10,971	-
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	12,170	-
固定資産処分損	2,196	11,828
投資有価証券評価損	-	1,439
特別損失合計	14,366	13,268
税引前四半期純利益	702,748	624,293
法人税等	301,000	309,000
四半期純利益	401,748	315,293

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(退職給付引当金)	当社は、確定給付型の退職給付制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成23年6月1日より適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金制度へ移行しました。このため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用しておりますが、この適用に伴う当期の影響額は軽微であります。
(役員退職慰労引当金)	当社は、平成23年6月29日開催の定時株主総会において、本総会終結の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、制度廃止日までの在任期間を対象とする退職慰労金を打切り支給すること、ならびに打切り支給の時期については各取締役及び各監査役の退任時とすることが承認可決されました。これに伴い、制度廃止日までに繰入計上していた役員退職慰労引当金45,900千円は、「長期未払金」に振り替え、固定負債の「その他」を含めて表示しております。
(法人税率の変更等による影響)	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、従来の40.63%から、平成24年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については37.96%に、平成27年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、35.59%に変更しています。この結果、繰延税金資産(投資その他の資産の「その他」を含めて表示)及びその他有価証券評価差額金はそれぞれ6,500千円増加し、再評価に係る繰延税金負債は242,816千円減少、土地再評価差額金は同額増加しており、また未払法人税等及び法人税等はそれぞれ43,000千円増加しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1 四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形	-	204,265千円
支払手形	-	126,039千円

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書及び前第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	608,681千円	492,961千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	79,844	5.0	平成22年3月31日	平成22年6月10日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	47,896	3.0	平成23年3月31日	平成23年6月10日	利益剰余金

(持分法損益等)

関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

当社は船用機関関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	25円16銭	19円75銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	401,748	315,293
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	401,748	315,293
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,968	15,964
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	19円73銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	14
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月8日

阪神内燃機工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲尾 彰記 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 睦裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている阪神内燃機工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第147期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、阪神内燃機工業株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。